

(案)

横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会
選 定 結 果 報 告 書

知的障害者生活介護型施設横浜市中山みどり園の指定管理者の候補者の選定を行いましたので、以下のとおり選定結果を報告します。

1. 横浜市つたのは学園及び中山みどり園指定管理者選定委員会委員

委員長 石渡 和実 (東洋英和女学院大学大学院教授)

委員 森 和雄 (社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センター
担当理事、弁護士)

渡邊 尚之 (日本会計士協会神奈川県会公認会計士)

中野 陽子 (和泉短期大学准教授)

梶原 正子 (中山みどり園利用者家族)

2. 選定経過

時 期	経 過
令和2年2月27日	第1回選定委員会開催 (選定基準、選定スケジュール等の決定、公募要項等の確認)
令和2年4月6日 ～令和2年5月1日	公募要項配布 (ホームページ等による公募要項、業務の基準の配布)
令和2年4月15日 ～令和2年4月21日	質問の受付
令和2年5月13日 ～令和2年6月5日	応募受付(1団体) (指定申請書ほか応募書類一式の受付)
令和2年7月2日	第2回選定委員会開催 (公開ヒアリング(応募団体プレゼンテーション、質疑応答) の実施、審査、指定管理者の候補者の選定)

3. 選定結果

(1) 指定管理者の候補者選定団体

社会福祉法人県央福祉会

(2) 審査結果

応募団体(1団体)について、応募資格の確認を行った上で、応募書類の審査及びヒアリングを実施し、選定基準に基づく採点を行いました。

選定基準では、複数団体の応募を想定していましたが、順位点により選定することとしておりましたが、1団体の応募となりましたので、総得点及び委員会の定める最低基準である「各委員の採点結果の平均点が5割を満たしたか」により採点・審査を行いました。

その結果、社会福祉法人県央福社会の総得点（ ）点、各委員の平均点（ ）点となり、委員会の定める最低基準を満たしていました。なお、審査項目及び配点、並びに選定基準に基づく当該団体の採点結果等については別紙のとおりです。

(3) 審査総評

団体名	評価項目及び指摘事項
社会福祉法人県央福社会	

■選定基準に基づく採点結果

法人名:社会福祉法人 県央福祉会

審査項目	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	各委員平均
1 法人の状況について	70						
2 事業計画について	90						
3 収支計画について	40						
4 管理運営の実績について	+15~ -10						計
合 計	215						

<選定方法>

- 1 選定委員会の各委員ごとに、この選定基準による採点を行い、得点の高い順に応募団体の順位をつけます。
- 2 1の結果に基づき、各委員の採点結果ごとに、1位の団体に1点、2位の団体に2点、3位の団体に3点、以下同様に得点をつけます。
- 3 2の得点を委員全員について集計し、最も得点の低かった団体を指定管理者に選定します。

※応募団体が1団体であった場合の対応

選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たす必要があります。また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。